

I P 通信網サービス契約約款 別冊 (NTTドコモビジネスひかり電話サービス) 【現改比較表】 2026年2月28日現在

～2026年3月31日

(令和7年10月1日現在)

▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊(NTT ドコモビジネスひかり電話サービス)

目次 (略)

第1条 (略)

第2条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～20 (略)	(略)
21 ひかり電話の事業者変更	(1) NTT ドコモビジネスひかり電話サービス契約 の申込みにあたり、その申込者が現に利用している電気通信サービス（当社以外の光コラボレーション事業者が光コラボレーションモデルサービス（音声）を用いて提供する電気通信サービスとします。コース2の場合は、当社以外の光コラボレーション事業者が光コラボレーションモデルサービスを用いて提供する電気通信サービスを含みます。）を NTT ドコモビジネスひかり電話サービスに移行して、利用開始すること（以下この(1)の場合を「ひかり電話の事業者変更（入）」といいます。） (2) NTT ドコモビジネスひかり電話サービス契約 の解除の請求を行うにあたり、その NTT ドコモビジネスひかり電話サービス契約者 が現に利用している NTT ドコモビジネスひかり電話サービスを当社以外の光コラボレーション事業者が光コラボレーションモデルサービス(音声)を用いて提供する電気通信サービス（コース2の場合は、光コラボレーションモデルサービスを用いて提供する電気通信サービスを含みます。）又は NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社が定める音声 I P 通信網サービス契約約款に基づき提供される音声 I P 通信網サービス（光コラボレーションモデルサービスを除きます。）及びコース2の場合は、NTT 東日本株式会社及び

2026年4月1日～

(令和8年4月1日現在)

▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊(NTT ドコモビジネスひかり電話サービス)

目次 (略)

第1条 (略)

第2条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～20 (略)	(略)
21 ひかり電話の事業者変更	(1) NTT ドコモビジネスひかり電話契約 の申込みにあたり、その申込者が現に利用している電気通信サービス（当社以外の光コラボレーション事業者が光コラボレーションモデルサービス（音声）を用いて提供する電気通信サービスとします。コース2の場合は、当社以外の光コラボレーション事業者が光コラボレーションモデルサービスを用いて提供する電気通信サービスを含みます。）を NTT ドコモビジネスひかり電話サービスに移行して、利用開始すること（以下この(1)の場合を「ひかり電話の事業者変更（入）」といいます。） (2) NTT ドコモビジネスひかり電話契約 の解除の請求を行うにあたり、その NTT ドコモビジネスひかり電話契約者 が現に利用している NTT ドコモビジネスひかり電話サービスを当社以外の光コラボレーション事業者が光コラボレーションモデルサービス(音声)を用いて提供する電気通信サービス（コース2の場合は、光コラボレーションモデルサービスを用いて提供する電気通信サービスを含みます。）又は NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社が定める音声 I P 通信網サービス契約約款に基づき提供される音声 I P 通信網サービス（光コラボレーションモデルサービスを除きます。）及びコース2の場合は、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社

	NTT 西日本株式会社が定める I P 通信網サービス契約約款に基づき提供される I P 通信網サービス（光コラボレーションモデルサービスを除きます。）に移行すること（以下この(2)の場合を「ひかり電話の事業者変更（出）」といいます。）
22 光信号分岐端末回線	(略)
23 光回線再利用	(1) NTT ドコモビジネスひかり電話サービス の申込みにあたり、光信号分岐端末回線を変更することなく、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（光信号分岐端末回線と相互接続して提供するものに限ります。）から NTT ドコモビジネスひかり電話サービス（コース2に限ります。）へ移行するため、引込線を再利用すること（ただし、ひかり電話の事業者変更に該当する場合を除くものとし、以下この(1)の場合を「光回線再利用（入）」といいます。） (2) NTT ドコモビジネスひかり電話サービス の解除にあたり、光信号分岐端末回線を変更することなく、その NTT ドコモビジネスひかり電話サービス契約者 が現に利用している NTT ドコモビジネスひかり電話サービス（コース2に限ります。）から当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（光信号分岐端末回線と相互接続して提供するものに限ります。）へ移行するため、引込線を再利用すること（ただし、ひかり電話の事業者変更に該当する場合を除くものとし、以下この(2)の場合を「光回線再利用（出）」といいます。）
24 承諾番号	(略)

2～3 (略)

第3条～第9条 (略)

第9条の2 NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、種類の変更の請求をすることができます。この場合において、変更後の [NTT ドコモビジネスひかり電話契約サービス](#)（コース2に係る者に限ります。）については、その変更の日までにその NTT ドコモビジネスひかり電話契約に係る NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線の利用を開始するものとします。

第10条～第24条 (略)

	が定める I P 通信網サービス契約約款に基づき提供される I P 通信網サービス（光コラボレーションモデルサービスを除きます。）に移行すること（以下この(2)の場合を「ひかり電話の事業者変更（出）」といいます。）
22 光信号分岐端末回線	(略)
23 光回線再利用	(1) NTT ドコモビジネスひかり電話契約 の申込みにあたり、光信号分岐端末回線を変更することなく、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（光信号分岐端末回線と相互接続して提供するものに限ります。）から NTT ドコモビジネスひかり電話サービス（コース2に限ります。）へ移行するため、引込線を再利用すること（ただし、ひかり電話の事業者変更に該当する場合を除くものとし、以下この(1)の場合を「光回線再利用（入）」といいます。） (2) NTT ドコモビジネスひかり電話契約 の解除にあたり、光信号分岐端末回線を変更することなく、その NTT ドコモビジネスひかり電話契約者 が現に利用している NTT ドコモビジネスひかり電話サービス（コース2に限ります。）から当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（光信号分岐端末回線と相互接続して提供するものに限ります。）へ移行するため、引込線を再利用すること（ただし、ひかり電話の事業者変更に該当する場合を除くものとし、以下この(2)の場合を「光回線再利用（出）」といいます。）
24 承諾番号	(略)

2～3 (略)

第3条～第9条 (略)

第9条の2 NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、種類の変更の請求をすることができます。この場合において、変更後の [NTT ドコモビジネスひかり電話サービス](#)（コース2に係る者に限ります。）については、その変更の日までにその NTT ドコモビジネスひかり電話契約に係る NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線の利用を開始するものとします。

第10条～第24条 (略)

第 25 条 NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等から契約者回線等への通信については、その NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等に係る NTT ドコモビジネスひかり電話契約者の契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知します。

ただし、次の通信については、この限りではありません。

(1)通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信

(2)契約者回線番号非通知（契約者の請求により、NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等から行う通信について、その契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知しないことをいいます。）の扱いを受けている NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等から行う通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）

(3)その他当社が別に定める通信

(注) 当社が別に定める通信は、次のとおりとします。

アナログ方式の自動車・携帯電話（一部を除く）への通信、地域系事業者（一部を除く）の契約者回線への通信、国際通話等

2（略）

3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等から、電気通信番号規則別表第 12 号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合は、その NTT ドコモビジネスひかり電話契約者の契約者回線番号、氏名又は名称及び [NTT ドコモビジネスひかり電話に係る利用回線等](#)の終端の場所を、その着信先の機関へ通知することがあります。

ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通信については、この限りではありません。

4（略）

5（略）

（注 1）本条第 1 項第 2 号に規定する当社が別に定める方法により行う通信は、通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信とします。

（注 2）本条第 2 項に規定する当社が別に定める付加機能は、発信者電話番号通知リクエスト機能とします。

第 26 条（略）

第 27 条 共通編第 29 条（利用料金等の支払義務）に規定する利用料金等の支払義務として、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者（メニュー 1 に係る者に限ります。以下この条において同じとします。）にあつては、その NTT ドコモビジネスひかり電話契約に基づいて当社が NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）を含む料金月の翌料金月から起算して、NTT ドコモビジネスひかり電話

第 25 条 NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等から契約者回線等への通信については、その NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等に係る NTT ドコモビジネスひかり電話契約者の契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知します。

ただし、次の通信については、この限りではありません。

(1)通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信

(2)契約者回線番号非通知（契約者の請求により、NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等から行う通信について、その契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知しないことをいいます。）の扱いを受けている NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等から行う通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）

(3)その他当社が別に定める通信

(注) 当社が別に定める通信は、次のとおりとします。

アナログ方式の自動車・携帯電話（一部を除く）への通信、地域系事業者（一部を除く）の契約者回線への通信、国際通話等

2（略）

3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等から、電気通信番号規則別表第 12 号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合は、その NTT ドコモビジネスひかり電話契約者の契約者回線番号、氏名又は名称及び [NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等](#)の終端の場所を、その着信先の機関へ通知することがあります。

ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通信については、この限りではありません。

4（略）

5（略）

（注 1）本条第 1 項第 2 号に規定する当社が別に定める方法により行う通信は、通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信とします。

（注 2）本条第 2 項に規定する当社が別に定める付加機能は、発信者電話番号通知リクエスト機能とします。

第 26 条（略）

第 27 条 共通編第 29 条（利用料金等の支払義務）に規定する利用料金等の支払義務として、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者（メニュー 1 に係る者に限ります。以下この条において同じとします。）にあつては、その NTT ドコモビジネスひかり電話契約に基づいて当社が NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）を含む料金月の翌料金月から起算して、NTT ドコモビジネスひかり電話

契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止のあった日）を含む料金月までの期間について、当社が提供する NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの態様に応じて料金表第 1 表第 1（利用料金）に規定する利用料金及び第 1 表第 2（通信料）に規定する定額通信料の支払いを要します。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により NTT ドコモビジネスひかり電話サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。

(1)利用の一時中断をしたときは、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

(2)利用停止があったときは、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。ただし、共通編第 24 条（利用停止）第 2 項の規定に該当する場合は、この限りではありません。この場合において利用を停止した日を NTT ドコモビジネスひかり電話契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止のあった日）、利用の停止を解除した日を NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）とみなして取扱います。

(3)前 2 号の規定によるほか、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、次の場合を除き、NTT ドコモビジネスひかり電話サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1～2（略）	（略）
3 NTT ドコモビジネスひかり電話回線 収容部（NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線と IP 通信網設備（NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線に係る設備を除きます。）の接続点をいいます。以下同じとします。）の変更、接続契約者回線等に係る終端の場所の変更又は移転に伴って、NTT ドコモビジネスひかり電話サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（NTT ドコモビジネスひかり電話契約者の都合により NTT ドコモビジネスひかり電話サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその NTT ドコモビジネスひかり電話サービスについての料金

契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止のあった日）を含む料金月までの期間について、当社が提供する NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの態様に応じて料金表第 1 表第 1（利用料金）に規定する利用料金及び第 1 表第 2（通信料）に規定する定額通信料の支払いを要します。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により NTT ドコモビジネスひかり電話サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。

(1)利用の一時中断をしたときは、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

(2)利用停止があったときは、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。ただし、共通編第 24 条（利用停止）第 2 項の規定に該当する場合は、この限りではありません。この場合において利用を停止した日を NTT ドコモビジネスひかり電話契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止のあった日）、利用の停止を解除した日を NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）とみなして取扱います。

(3)前 2 号の規定によるほか、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、次の場合を除き、NTT ドコモビジネスひかり電話サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1～2（略）	（略）
3 NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線 収容部（NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線と IP 通信網設備（NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線に係る設備を除きます。）の接続点をいいます。以下同じとします。）の変更、接続契約者回線等に係る終端の場所の変更又は移転に伴って、NTT ドコモビジネスひかり電話サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（NTT ドコモビジネスひかり電話契約者の都合により NTT ドコモビジネスひかり電話サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその NTT ドコモビジネスひかり電話サービスについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第 28 条～第 37 条 (略)

第 38 条 NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者（その NTT ドコモビジネスひかり電話契約者と他社相互接続通信（NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。）に係る契約を締結している者に限ります。）から請求があったときは、当社がその NTT ドコモビジネスひかり電話契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等を、その NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者へ通知する場合があることについて、同意していただきます。

2 相互接続通信（当社が別に定める付加機能によりその相互接続通信に転送されることとなる通信を含みます。以下この項において同じとします。）に係る契約を締結している者は、その相互接続通信を行うときに、当社がその相互接続通信の発信に係る契約者回線番号等相互接続のために必要な情報を、その相互接続通信に係る NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者へ通知することについて、同意していただきます。

3 NTT ドコモビジネスひかり電話契約者（相互接続通信の利用者を含みます。）は、NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等から、当社が別に定める付加機能を利用する接続契約者回線等への通信を行った場合、その通信があった日時、その通信に係る発信電話番号等（契約事業者の電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。）、その通信の着信に係る契約者回線番号、録音されたメッセージその他料金表に定める内容を、電子メールによりその付加機能を利用する NTT ドコモビジネスひかり電話契約者の指定するメールアドレスに送信することがあることについて、同意していただきます。

4 (略)

5 (略)

6 (略)

(注 1) 当社が別に定める付加機能は、次に掲げる付加機能とします。

- ・着信お知らせメール機能
- ・[FAX お知らせメール機能](#)

(注 2) 当社が別に定める番号等は、次のとおりとします。

- ・デジタル方式の自動車・携帯電話の番号、地域系事業者の契約者回線番号（一部を除く）等
- ・「公衆電話」、「非通知」、「表示圏外」等の通知できない理由

第 39 条～第 41 条 (略)

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第 28 条～第 37 条 (略)

第 38 条 NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者（その NTT ドコモビジネスひかり電話契約者と他社相互接続通信（NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。）に係る契約を締結している者に限ります。）から請求があったときは、当社がその NTT ドコモビジネスひかり電話契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等を、その NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者へ通知する場合があることについて、同意していただきます。

2 相互接続通信（当社が別に定める付加機能によりその相互接続通信に転送されることとなる通信を含みます。以下この項において同じとします。）に係る契約を締結している者は、その相互接続通信を行うときに、当社がその相互接続通信の発信に係る契約者回線番号等相互接続のために必要な情報を、その相互接続通信に係る NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者へ通知することについて、同意していただきます。

3 NTT ドコモビジネスひかり電話契約者（相互接続通信の利用者を含みます。）は、NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等から、当社が別に定める付加機能を利用する接続契約者回線等への通信を行った場合、その通信があった日時、その通信に係る発信電話番号等（契約事業者の電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。）、その通信の着信に係る契約者回線番号、録音されたメッセージその他料金表に定める内容を、電子メールによりその付加機能を利用する NTT ドコモビジネスひかり電話契約者の指定するメールアドレスに送信することがあることについて、同意していただきます。

4 (略)

5 (略)

6 (略)

(注 1) 当社が別に定める付加機能は、次に掲げる付加機能とします。

- ・着信お知らせメール機能

(注 2) 当社が別に定める番号等は、次のとおりとします。

- ・デジタル方式の自動車・携帯電話の番号、地域系事業者の契約者回線番号（一部を除く）等
- ・「公衆電話」、「非通知」、「表示圏外」等の通知できない理由

第 39 条～第 41 条 (略)

別記 1～5 (略)

6 NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの提供に係る NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者の電気通信設備

(1)別記 4 (4)の中継事業者に係る相互接続通信の着信に係る電気通信設備 (略)

(2)別記 4 (4) の中継事業者に係る他社相互接続通信に係る電気通信設備 (略)

(3) 4 (5)の携帯・自動車電話事業者に係る相互接続通信に係る電気通信設備 (略)

(4)4(6)の NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者 (略)

6 の 2～10 (略)

10 の 2 端末設備の提供等

(1)当社は、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者（メニュー 1 に係る者に限ります。）から請求があったときは、その 1 の [NTT ドコモビジネスひかり電話利用契約](#) につき 1 の端末設備を、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者（メニュー 2 及びメニュー 3 に係る者に限ります。）から請求があったときは、その 1 の [NTT ドコモビジネスひかり電話利用契約](#) につき 1 以上の端末設備を提供します。この場合において、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、料金表第 3 表（付帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

(2)～(8) (略)

(9)第 12 条（契約に係る利用権の譲渡）又は第 13 条（当社が行う契約の解除）の規定により [NTT ドコモビジネスひかり電話利用契約](#) が解除となったときは、その端末設備を利用していた者は、端末設備を現状に復したうえで、当社が指定する期日までに当社が指定する場所に送付することにより当社へ返還するものとします。

(10)～(11) (略)

10 の 3 端末設備設定シート記入の代行

(1)当社は、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者（メニュー 2 に係る者に限ります。）から請求（その端末設備（別記 10 の 2 の規定に基づき当社が提供するものに限ります。以下この別記 10 の 3 において同じとします。）に関する提供の開始の請求と同時に行われた場合に限ります。以下、(1)において同じとします。）があったときは、その 1 の [NTT ドコモビジネスひかり電話利用契約](#) につき 1 の端末設備設定シート記入の代行（NTT ドコモビジネスひかり電話契約者からの要請に基づき当社所定の書式への記載の代行を行うことをいいます。以下同じとします。）を、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者（メニュー 3 に係る者に限ります。）から請求があったときは、その 1 の [NTT ドコモビジネスひかり電話利用契約](#) につき 1 以上の端末設備設定シート記入の代行を料金表第 3 表（付帯サービスに関する料金）第 6（端末設備設定シート記入の代行に係る料金）の定めるところにより提供します。この場合、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、料金表第 3 表第 6（付帯サービスに係る料金）に規定する端末

別記 1～5 (略)

6 NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの提供に係る NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者の電気通信設備

(1)別記 4 (4)の中継事業者に係る相互接続通信の着信に係る電気通信設備 (略)

(2)別記 4 (4) の中継事業者に係る他社相互接続通信に係る電気通信設備 (略)

(3)[別記 4](#) (5)の携帯・自動車電話事業者に係る相互接続通信に係る電気通信設備 (略)

(4)[別記 4](#) (6)の NTT ドコモビジネスひかり電話協定事業者 (略)

6 の 2～10 (略)

10 の 2 端末設備の提供等

(1)当社は、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者（メニュー 1 に係る者に限ります。）から請求があったときは、その 1 の [NTT ドコモビジネスひかり電話契約](#) につき 1 の端末設備を、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者（メニュー 2 及びメニュー 3 に係る者に限ります。）から請求があったときは、その 1 の [NTT ドコモビジネスひかり電話契約](#) につき 1 以上の端末設備を提供します。この場合において、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、料金表第 3 表（付帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

(2)～(8) (略)

(9)第 12 条（契約に係る利用権の譲渡）又は第 13 条（当社が行う契約の解除）の規定により [NTT ドコモビジネスひかり電話契約](#) が解除となったときは、その端末設備を利用していた者は、端末設備を現状に復したうえで、当社が指定する期日までに当社が指定する場所に送付することにより当社へ返還するものとします。

(10)～(11) (略)

10 の 3 端末設備設定シート記入の代行

(1)当社は、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者（メニュー 2 に係る者に限ります。）から請求（その端末設備（別記 10 の 2 の規定に基づき当社が提供するものに限ります。以下この別記 10 の 3 において同じとします。）に関する提供の開始の請求と同時に行われた場合に限ります。以下、(1)において同じとします。）があったときは、その 1 の [NTT ドコモビジネスひかり電話契約](#) につき 1 の端末設備設定シート記入の代行（NTT ドコモビジネスひかり電話契約者からの要請に基づき当社所定の書式への記載の代行を行うことをいいます。以下同じとします。）を、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者（メニュー 3 に係る者に限ります。）から請求があったときは、その 1 の [NTT ドコモビジネスひかり電話契約](#) につき 1 以上の端末設備設定シート記入の代行を料金表第 3 表（付帯サービスに関する料金）第 6（端末設備設定シート記入の代行に係る料金）の定めるところにより提供します。この場合、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、料金表第 3 表第 6（付帯サービスに係る料金）に規定する端末設

設備設定シート記入代行料の支払いを要します。

(2)～(3) (略)

11～21 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

1 適用

区別	内容	
(1) サービスの品目等に係る料金の適用等	当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目、基本機能又は上限チャンネル数の態様による区別及び通信又は保守の態様による細目を定めます。 (ア) (略) (イ) 基本機能又は上限チャンネル数の態様による区別	
	区別	内容
	メニュー1	メニュー1-1 同時に2チャンネルまでの通信が可能なものであって、メニュー1-2以外のもの
		メニュー1-2 同時に2チャンネルまでの通信が可能なものであって、基本機能として、2 (料金額) 2-2 (付加機能使用料) に規定する通話中着信機能、転送電話機能、発信者電話番号表示機能の基本機能、発信者電話番号通知リクエスト機能、迷惑電話お断り機能及び着信お知らせメール機能に相当する機能を有するもの
メニュー2	同時に8チャンネルまでの通信が可能なものであって、メニュー3以外のもの	
メニュー3	基本機能として、2 (料金額) 2-2 (付加機能使用料) に規定する転送電話機能、発信者電話番号表示機能の基本機能、発信者電話番号通知リクエスト	

備設定シート記入代行料の支払いを要します。

(2)～(3) (略)

11～21 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

1 適用

区別	内容	
(1) サービスの品目等に係る料金の適用等	当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目、基本機能又は上限チャンネル数の態様による区別及び通信又は保守の態様による細目を定めます。 (ア) (略) (イ) 基本機能又は上限チャンネル数の態様による区別	
	区別	内容
	メニュー1	メニュー1-1 同時に2チャンネルまでの通信が可能なものであって、メニュー1-2以外のもの
		メニュー1-2 同時に2チャンネルまでの通信が可能なものであって、基本機能として、2 (料金額) 2-2 (付加機能使用料) に規定する通話中着信機能、転送電話機能、発信者電話番号表示機能の基本機能、発信者電話番号通知リクエスト機能、迷惑電話お断り機能及び着信お知らせメール機能に相当する機能を有するもの
メニュー2	同時に8チャンネルまでの通信が可能なものであって、メニュー3以外のもの	
メニュー3	基本機能として、2 (料金額) 2-2 (付加機能使用料) に規定する転送電話機能、発信者電話番号表示機能の基本機能、発信者電話番号通知リクエスト	

	ト機能及び迷惑電話お断り機能の個別着信応答機能に相当する機能を有するもの
備考 1～8 (略) 9 <u>メニュー1-2に係る契約において、FAX お知らせメール機能を利用している場合は、転送電話機能に相当する機能を利用することができません。</u> 10～12 (略) (ウ) (略)	
(2)～(6) (略)	(略)

2 料金額

2-1 基本額 (略)

2-2 付加機能使用料

区分		単位	月額
(略)	(略)	(略)	(略)
発信者電話番号表示機能	(略)	(略)	(略)

	ト機能及び迷惑電話お断り機能の個別着信応答機能に相当する機能を有するもの
備考 1～8 (略) 9 <u>削除</u> 10～12 (略) (ウ) (略)	
(2)～(6) (略)	(略)

2 料金額

2-1 基本額 (略)

2-2 付加機能使用料

区分		単位	月額
(略)	(略)	(略)	(略)
発信者電話番号表示機能	(略)	(略)	(略)

迷惑電話お断り機能	迷惑電話を防止したい旨の申出があった NTT ドコモビジネスひかり電話契約者のために、登録応答装置（その NTT ドコモビジネスひかり電話契約の契約者が指定した契約者回線番号等（当社が別に定めるものに限ります。）を登録し、その登録された番号からの以後の着信に対してお断りする旨の案内を自動的に行うために、IP 通信網サービス取扱所内に設置される装置をいいます。以下同じとします。）を利用して提供する機能	1 の登録応答装置ごとに	200 円 (税込価格 220 円)	迷惑電話お断り機能	迷惑電話を防止したい旨の申出があった NTT ドコモビジネスひかり電話契約者のために、登録応答装置（その NTT ドコモビジネスひかり電話契約の契約者が指定した契約者回線番号等（当社が別に定めるものに限ります。）を登録し、その登録された番号からの以後の着信に対してお断りする旨の案内を自動的に行うために、IP 通信網サービス取扱所内に設置される装置をいいます。以下同じとします。）を利用して提供する機能	1 の登録応答装置ごとに	200 円 (税込価格 220 円)
	備考	1～5（略） 6 当社は、現に登録中の番号に係る NTT ドコモビジネスひかり電話契約利用回線等 からの着信に対してお断りする旨を案内する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。 7～9（略） (注) 当社が別に定めるものは、次のとおりとします。 一部の国際通信に係る番号等を除く番号				備考	1～5（略） 6 当社は、現に登録中の番号に係る NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等 からの着信に対してお断りする旨を案内する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。 7～9（略） (注) 当社が別に定めるものは、次のとおりとします。 一部の国際通信に係る番号等を除く番号
チャネル追加機能（ダブルチャネル）	(略)	(略)	(略)	チャネル追加機能（ダブルチャネル）	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

着信お知らせメール機能	(略)	(略)	(略)	着信お知らせメール機能	(略)	(略)	(略)
FAXお知らせメール機能	<u>その契約者回線番号又は追加番号にファクシミリ通信に係る着信があった場合に、その通信を当社が別に定めるところにより画像ファイル形式に変換、蓄積し、当社が別に定める方法によりその取出し又は消去を行うことができる機能及びファクシミリ通信の蓄積があった旨を記載した電子メールを NTT ドコモビジネスひかり電話契約者（メニュー 3 に係る者を除きます。）が指定するメールアドレスへ送信することができる機能</u>	<u>1 の契約者回線番号又は 1 の追加番号ごとに</u>	<u>100 円</u> <u>(税込価格 110 円)</u>				

備考	<p>1 <u>当社は、利用の一時中断の契約者回線番号については、この機能を提供しません。</u></p> <p>2 <u>着信のあったファクシミリ通信に係る原稿の用紙サイズがA 4判及びB 4判以外の規格のものにより送信されたものであった場合は、そのファクシミリ通信を変換できないことがあります。</u></p> <p>3 <u>NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号ごとに、電子メールの送信先となるメールアドレスをあらかじめ指定していただきます。この場合において、電子メールの送信先となるメールアドレスの数は、1の契約者回線番号又は追加番号につき5以内とします。</u></p> <p>4 <u>当社は、当社が送信する電子メールについて、着信があった日時、着信があった契約者回線番号又は追加番号及び変換蓄積結果等を記載します。</u></p> <p>5 <u>NTT ドコモビジネスひかり電話契約者にファクシミリ通信の蓄積があった旨を記載した電子メールを送信する場合において、送信先から、その送信される電子メールについて、間違いのためその送信が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その送信を中止していただくことがあります。</u></p> <p>6 <u>ファクシミリ通信の発信に係る端末設備の種類又は状態によっては、この機能を利用できないことがあります。</u></p> <p>7 <u>当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積されている画像ファイルを消去することがあります。この場合において、当社はあらかじめそのことを契約者にお知らせします。</u></p> <p><u>ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</u></p> <p>8 <u>当社は、7の規定により、現に蓄積されている画像ファイルを消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</u></p> <p>9 <u>当社は、第 34 条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</u></p> <p><u>(注1) 当社が別に定めるところは、次のとおりとします。</u></p> <p><u>(1) 1のファクシミリ通信につき 98 枚以内</u></p> <p><u>(2)蓄積することができるファイル容量は 10 メガバイト以内</u></p> <p><u>(3)画像ファイル形式は TIFF 形式</u></p> <p><u>(注2) 当社が別に定める方法は、次のとおりとします。</u></p> <p><u>インターネットを利用した接続</u></p>	
----	---	--

#ダイヤル機能	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

2-3 電話ユニバーサルサービス料 (略)

2-4 電話リレーサービス料 (略)

2-5 ブロードバンドユニバーサルサービス料 (略)

第2 (略)

第3 手続きに関する料金

1~3 (略)

4 残債処理手数料の料金額

料金種別	単位	料金額
残債処理手数料	1の NTT ドコモビジネスひかり電話利用契約 ごとに	第6条 (契約申込の方法) 第3項に規定する債務引受の請求 (当社が承諾した場合に限ります。) に基づき当社が契約事業者に支払うこととなった額と同額

5 (略)

第4 (略)

第2表 工事費 (工事費 (附帯サービスの工事費を除きます。))

1 適用

区分	内容
(1)~(2) (略)	(略)
(3)交換機等工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費の適用	1 (略) 2 当社は、配線線路構築工事費及び配線保護工事費に係る工事について、 NTT ドコモビジネスひかり電話契約サービス (コース2に限ります。) に限り提供します。 3 (略)
(4)~(12) (略)	(略)

2 工事費の額

#ダイヤル機能	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

2-3 電話ユニバーサルサービス料 (略)

2-4 電話リレーサービス料 (略)

2-5 ブロードバンドユニバーサルサービス料 (略)

第2 (略)

第3 手続きに関する料金

1~3 (略)

4 残債処理手数料の料金額

料金種別	単位	料金額
残債処理手数料	1の NTT ドコモビジネスひかり電話契約 ごとに	第6条 (契約申込の方法) 第3項に規定する債務引受の請求 (当社が承諾した場合に限ります。) に基づき当社が契約事業者に支払うこととなった額と同額

5 (略)

第4 (略)

第2表 工事費 (工事費 (附帯サービスの工事費を除きます。))

1 適用

区分	内容
(1)~(2) (略)	(略)
(3)交換機等工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費の適用	1 (略) 2 当社は、配線線路構築工事費及び配線保護工事費に係る工事について、 NTT ドコモビジネスひかり電話サービス (コース2に限ります。) に限り提供します。 3 (略)
(4)~(12) (略)	(略)

2 工事費の額

2-1 2-2以外のもの

(1) チャンネル数の増加、契約者回線番号非通知の扱いの変更、NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの利用の開始若しくは細目の変更、NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等の移転若しくは変更、付加機能の利用の開始若しくは変更又はその他契約内容の変更に関する工事

区分		単位	工事費の額	
(1)基本工事費	(略)	(略)	(略)	
交換機等工事費	ア イからウ以外の工事の場合	(略)	(略)	
	イ 契約者回線番号の非通知の扱いの変更の工事の場合（アの工事と同時に施工する場合を除きます。）	(略)	(略)	
	ウ 付加機能に関する工事の場合	(ア)~(キ) (略)	(略)	(略)
		(ク) <u>FAX お知らせメール機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき</u>	<u>1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに</u>	<u>別に算定する実費</u>
	(ケ)~(セ) (略)	(略)	(略)	

(2) 利用の一時中断に関する工事

区分		単位	工事費の額	
(1) 利用の一時中断の工事	ア 基本工事費	(略)	(略)	
	イ 交換機等工事費	(ア)~(工) (略)	(略)	(略)
		(オ) <u>FAX お知らせメール機能の利用の一時中断の工事のとき</u>	<u>1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに</u>	<u>別に算定する実費</u>
	(カ)~(ケ) (略)	(略)	(略)	
(2) 再利用の工事			(略)	

2-2 特定加入者回線に係るもの (略)

2-1 2-2以外のもの

(1) チャンネル数の増加、契約者回線番号非通知の扱いの変更、NTT ドコモビジネスひかり電話サービスの利用の開始若しくは細目の変更、NTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等の移転若しくは変更、付加機能の利用の開始若しくは変更又はその他契約内容の変更に関する工事

区分		単位	工事費の額	
(1)基本工事費	(略)	(略)	(略)	
交換機等工事費	ア イからウ以外の工事の場合	(略)	(略)	
	イ 契約者回線番号の非通知の扱いの変更の工事の場合（アの工事と同時に施工する場合を除きます。）	(略)	(略)	
	ウ 付加機能に関する工事の場合	(ア)~(キ) (略)	(略)	(略)
		(ク) <u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>
	(ケ)~(セ) (略)	(略)	(略)	

(2) 利用の一時中断に関する工事

区分		単位	工事費の額	
(1) 利用の一時中断の工事	ウ 基本工事費	(略)	(略)	
	工 交換機等工事費	(ア)~(工) (略)	(略)	(略)
		(オ) <u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>
	(カ)~(ケ) (略)	(略)	(略)	
(2) 再利用の工事			(略)	

2-2 特定加入者回線に係るもの (略)

第3表 (略)
 通信料別表 (略)

第3表 (略)
 通信料別表 (略)

▲IP通信網サービス契約約款 共通編

附 則 (令和8年2月25日 C A S 1 サ第000400010196-01号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和8年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 当社は、NTTドコモビジネスひかり電話契約者（ひかり電話転用に係る者であつて、申込みの際現に契約事業者からこの付加機能（FAXお知らせメール機能に限ります。）と同等の機能の提供を受けている者又はひかり電話の事業者変更（入）に係る者であつて、申込みの際現に当社以外の光コラボレーション事業者からこの付加機能（FAXお知らせメール機能に限ります。）と同等の機能の提供を受けている者に限ります。）から付加機能（FAXお知らせメール機能に限ります。）の請求があつたときは、次表の規定によりFAXお知らせメール機能を提供します。この場合において、料金の計算方法等その他の提供条件は、この約款の定めに従うものとします。

(1) 付加機能使用料

	区分	単位	月額
FAX お 知 ら せ メ ー ル 機 能	その契約者回線番号又は追加番号にファクシミリ通信に係る着信があつた場合に、その通信を当社が別に定めるところにより画像ファイル形式に変換、蓄積し、当社が別に定める方法によりその取出し又は消去を行うことができる機能及びファクシミリ通信の蓄積があつた旨を記載した電子メールをNTTドコモビジネスひかり電話契約者（メニュー3に係る者を除きます。）が指定するメールアドレスへ送信することができる機能	1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに	100円 (税込価格 110円)

	備考	<p>1 当社は、利用の一時中断の契約者回線番号については、この機能を提供しません。</p> <p>2 着信のあったファクシミリ通信に係る原稿の用紙サイズがA 4判及びB 4判以外の規格のものにより送信されたものであった場合は、そのファクシミリ通信を変換できないことがあります。</p> <p>3 NTTドコモビジネスひかり電話契約者は、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号ごとに、電子メールの送信先となるメールアドレスをあらかじめ指定していただきます。この場合において、電子メールの送信先となるメールアドレスの数は、1の契約者回線番号又は追加番号につき5以内とします。</p> <p>4 当社は、当社が送信する電子メールについて、着信があった日時、着信があった契約者回線番号又は追加番号及び変換蓄積結果等を記載します。</p> <p>5 NTTドコモビジネスひかり電話契約者にファクシミリ通信の蓄積があった旨を記載した電子メールを送信する場合において、送信先から、その送信される電子メールについて、間違いのためその送信が行われないうようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その送信を中止していただくことがあります。</p> <p>6 ファクシミリ通信の発信に係る端末設備の種類又は状態によっては、この機能を利用できないことがあります。</p> <p>7 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積されている画像ファイルを消去することがあります。この場合において、当社はあらかじめそのことを契約者にお知らせします。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>8 当社は、7の規定により、現に蓄積されている画像ファイルを消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>9 当社は、第34条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>(注1) 当社が別に定めるところは、次のとおりとします。</p> <p>(1) 1のファクシミリ通信につき98枚以内</p> <p>(2) 蓄積することができるファイル容量は10メガバイト以内</p> <p>(3) 画像ファイル形式はTIFF形式</p>
--	----	---

(注2) 当社が別に定める方法は、次のとおりとします。
インターネットを利用した接続

(2) 付加機能に関する工事費

付加機能（FAXお知らせメール機能に限ります。）に関する工事費については、次表のとおりとします。

区分			単位	工事費の額
交換機等工事費	付加機能に関する工事の場合	FAXお知らせメール機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに	別に算定する実費

(3) 利用の一時中断に関する工事費

区分			単位	工事費の額
利用の一時中断の工事	交換機等工事費	FAXお知らせメール機能の利用の一時中断の工事のとき	1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに	別に算定する実費

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているNTTドコモビジネスひかり電話サービスの付加機能（FAXお知らせメール機能）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

4 附則3の場合において、NTTドコモビジネスひかり電話サービス契約者は、NTTドコモビジネスひかり電話サービスの付加機能（FAXお知らせメール機能）の契約内容の変更に限り請求等を行うことができます。